

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

「献血時の問診における服薬状況及び海外地域別の滞在期間について」の廃止について

血液事業の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 8 月 27 日付け薬生発 0827 第 7 号で発出された厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第 2 の 1 (1) 及び 2 (1) に規定する問診等について」の第 1 の 1 (2) ウに定める原疾患により採血しない対象薬物及び服薬中止後の献血延期期間が定められている薬剤並びに第 1 の 1 (2) オ②に定める血液を介して伝搬しうる感染症発症リスクに基づく海外地域、通算滞在歴、滞在期間別の採血制限については、「献血時の問診における服薬状況及び海外地域別の滞在期間について」（令和 3 年 1 月 5 日付け事務連絡。以下「令和 3 年事務連絡」という。）により参照いただてきたところです。

令和 3 年事務連絡は、採血事業者である日本赤十字社における当時の献血受入基準の運用状況を踏まえ周知したのですが、その後も献血受入基準については、日本赤十字社において必要に応じ適時更新が行われています。特に、服薬状況及び海外渡航・滞在歴による献血制限については、血液製剤の安全性向上の観点から、薬剤の安全性評価の進展や新興・再興感染症の発生状況等、最新の科学的知見を踏まえた見直しが続的に実施されています。

今般、これら服薬状況及び海外渡航・滞在歴による献血制限について、最新の内容に基づき一元的に管理する観点から、令和 3 年事務連絡を廃止することとしました。

つきましては、本趣旨を十分御理解の上、関係者への周知に特段の御配慮をお願いするとともに、最新の献血受入基準については、適宜日本赤十字社ホームページを御参照いただくようお願いいたします。

【参考】

▼日本赤十字社ホームページ：

[献血をご遠慮いただく場合](#) | [献血の流れ](#) | [献血について](#) | [日本赤十字社](#)